

平成27年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年6月11日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	江口武好	総務課長	本山隆也
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	井崎直樹
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	山口弘法	下水道課長	堤正久
産業課長	鶴崎俊昭	6次産業専門監	矢川又弘
農村整備課長	大串靖弘	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	小川豊年
生涯学習課長	松尾裕哉	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子
(文教厚生部門)			
主任指導主事	白濱正博	保険専門監	門田和昭

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	久原雅紀
議事係書記	香月良郎

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番 片 渕 栄二郎

9番 久 原 久 男

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第35号 専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第3 議案第36号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第4 議案第37号 専決処分の承認について（平成27年度白石町一般会計補正予算（第1号））

日程第5 議案第38号 専決処分の承認について（平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

日程第6 議案第39号 白石町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第40号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について

日程第8 議案第41号 平成27年度白石町一般会計補正予算（第2号）

日程第9 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕栄二郎議員、久原久男議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日の議案審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第35号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

専決処分承認についてということで、白石町税条例等の一部を改正する条例について数点お尋ねをいたします。

ページ数4ページです。第16条です。法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第30条第1項後段の規定による車両の番号の指定（次項及び第3項において初回車両番号指定という）を受けた場合において平成28年度分の軽自動車税に限り次の表の左の欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右の欄に掲げる字句とするとあります。表で82条第2号をアとして3,900円が1,000円と、6,900円が1,800円、1万800円が2,700円、3,800円が1,000円、5,000円が1,300円というふうに変更になっておりますけれども、まず第1にこの変更の理由についてお尋ねしたいと思います。

第2に、この3,900円が1,000円、6,900円が1,800円、それぞれ変更になってるわけですが、この根拠についてお尋ねしたいと思います。

○吉原拓海税務課長

今回、税条例を改正するものでございますけど、附則16条の改正でございます。このものにつきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得された方の軽四輪車については排出ガス性能及び燃料性能のすぐれた環境性能の小さいものについて28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置となっております。これの改正された理由でございますけど、これについては1年間の特例となっております。これにつきましては、消費税が8%から10%に今度改正されます。その分をあわせて自動車税がグリーン化特例の導入をされております。その分を含めて軽自動車税につきましてもグリーン化特例の適用をして、次の平成27年度改正について改めて自動車取得税を含めて再度検討するというふうなことの内容となっております。その分についての軽自動車についてもグリーン化特例の導入というふうな形となっております。

それから、附則第16条の分の軽自動車の三輪のもの、例で申しますと4ページの中段の枠の中の第82条第2号アの3,900円が1,000円になるものにつきましてはの根拠ですけど、これにつきましては電気自動車及び天然ガス自動車につきましては排出ガス性能及び燃料性能のすぐれた環境負荷の小さなものというふうなことに位置づけされておりますので、その分について75%税率を軽減するというふうなことで3,900円が1,000円となっております。

それから、次の下のほうの四角の部分の表の部分ですけど、この分につきましては、エネルギー消費効率が平成32年度燃料基準値より20%以上燃料性能のよいものにつきましては50%軽減するというふうなことになるっております。3,900円が2,000円というふうな形となっております。

それから、次のページの5ページの中段のほうの枠ですけど、3項につきましては平成32年度燃料基準値を満たすものにつきましては25%の軽減というふうなことで根拠づけられております。

以上でございます。

○秀島和善議員

もう一点だけ今の箇所でお尋ねします。そうしますと、この27年から28年度分の軽自動車に限りということでありますけれども、予算上どういう影響が出てくるんでしょうか。

○吉原拓海税務課長

現在、軽自動車の登録につきましては、平成27年4月1日から28年3月31日までに新規取得されたものというふうに限定されておりますので、今、我々が自動車税の登録上持っておりますのは初年度の登録が今のところ記載されておられません。ただ、今回の法律改正をもとに軽自動車協会からの情報が車の異動についてはいつも毎月参っておりますけど、その異動情報の中に新規取得された年というふうなものが入っておりますので、今のところ平成28年度から税額で影響しますが、その分の影響額についてはまだ数字をつかんでおりません。

以上です。

○久原久男議員

今の関連でございしますが、このグリーン化特例というふうな言葉が出てきました。そしてまた、燃料、この基準値ですか、燃料基準値ですね、このことについて少し説明をお願いいたします。

○吉原拓海税務課長

今、自動車税のほうにもグリーン化特例を導入されておりますけど、今までは軽自動車についてはグリーン化特例というのは導入されておませんでした。そのグリーン化特例と申しますのは、一定環境性能を有する自動車、その自動車につきまして、その燃料性能に応じたグリーン化特例を設定するものでありまして、そのグリーン化特例が先ほど申したとおり電気自動車もしくはハイブリッド自動車ですね、そういうふうなものにつきましてはおおむね75%を軽減する、それから32年度燃料基準プラス20%、これについても排気ガス規定の分でございますけど、その分についての達成車であればおおむね50%、それから平成32年度燃料基準を達成するもの、その分につきましてはおおむね25%の軽減するというふうな、そういう特例になっております。

○久原久男議員

燃料基準というのが非常に私わからないわけですが、もう少し詳しい説明できないですか。

○吉原拓海税務課長

ちょっと燃料基準については、こちらのほうも詳しくつかんでおりませんので、後ほどお答えいたします。

○久原久男議員

今の軽自動車、今の新型車は、ほとんどこれクリアしてるというふうな考え方でいいわけですか。

○吉原拓海税務課長

今もガソリン車もしくはハイブリッド、電気自動車というふうなものがあると思います。その中で特に電気自動車もしくは油を使わないものにつきましては、恐らく75%達成車になると思います。ただ、平成32年度基準プラス20%達成車と申しますのは、ガソリン車の中でもその基準を、今最近につきましては達成したものが多いと思います。ただ、全てがそれではないかとは思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

済みません、新旧対照表ですけれども、22-11というところで寄附金の後に説明をされた項ですけれども、附則のところの10条の2ですけど、このあたりが早口で言われたのでよくわかりませんでしたけれども、これは水質に関すること2分の1、大気汚染に関すること2分の1とずっとこういかれたので、よくその辺が理解できませんでしたので、少し説明をお願いします。

○吉原拓海税務課長

附則第10条の2の関係でございます。この分につきましては、固定資産税における特例割合を各市町村のほうで決定してよろしいというふうなことの条例がっております。この分につきましても、上位法の地方税法のほうで決まっておりますけど、その分の中で何分の1から何分の1までについては町独自でしていいというふうなことで、わがまち特例というふうな形で呼んでおります。10条の第1項につきましては、水質汚濁防止特定施設、これにつきましては、汚水または廃液処理施設等に絡む分につきましてはの施設を設置した場合には固定資産の課税標準が3分の1となるものでございます。それから、附則第10条の2、これにつきましては大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設からベンゼンとかトリプロエチレンとかそういうものを排出したりするものを抑制する施設のことでございます。その分につきましては固定資産の課税標準が2分の1となっております。

それから、10条の2につきましては土壤汚染対策施設となっております。フッ素及びその化合物の排出または飛散抑制するための施設でございます。その分についても固定資産の課税標準額を2分の1にする軽減となっております。

それから次に、4項でございます。4項については、平成26年度改正のほうで提出させてもらってございました。この分につきましては、下水道除害施設となっております。下水道除害施設とは、公共下水道施設の機能を妨げ、または損傷するおそれのあ

る下水を排出している使用者が下水道法施行法で定める基準に基づき下水の障害を除去するために設けた施設のものでございます。その分については課税標準を4分の3にする軽減となっております。

次の5項につきましては、管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋のものを固定資産税の課税標準を2分の1とする規定としております。

それから、10条の2につきましては、これも先ほどと同じになりますが、管理協定が締結された津波避難施設に附帯する避難の用に供する償却資産、5項は家屋ですけど、6項は償却資産について固定資産の課税標準を2分の1とする規定としております。

それから、附則第10条2、7項につきましては、フロン製品について固定資産の課税標準額を4分の3とする規定としております。

それから、10条の2、8項ですね、これにつきましては、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に対して固定資産税を課税標準の3分の1というふうな軽減をしております。そういうふうな改正になっております。

以上です。

○内野さよ子議員

わがまち特例ということでしたので、ほとんどの全てのところが該当するところがあるからだと思いますけれども、こういうようなものは町でこれらのことをずっと把握をしてこういうふうなことを決めてあるのか、わがまち特例なのでないところもあると思うんですが、そういうのはどういうふうにして調査をされたりするのか、その辺をお願いします。

○吉原拓海税務課長

一つちょっと申しおくれましたけど、このわがまち特例につきましては、今のところ白石町に該当する施設はないと思っております。ただ、今後考えられる施設、そういうふうなものにつきましては条例の制定が必要だというふうなことで、この8項目について指定をしているところです。地方税法のほうにはまだ十何項目ありますけど、特に東日本大震災に絡む部分とかそういう部分がありますので、白石町に該当しない部分については、恐らく今後も出てこないだろうと見込まれるものについては、今回の条例改正には出しておりません。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

今、説明を受けたんですが、この説明を受けた内容についてどこで見ればいいんですか、私たちは。

○吉原拓海税務課長

新旧対照表の22分の11、ここのほうの附則第10条の2の部分に、右側のほうには4項目分だけ、これですね、地方税法のほうに例えば法附則第15条第2項第1号に規定するというふうに書いてありますので、これ地方税の附則の第15条のほうに書いてある施設をどうするかというふうなことで、特例の部分だけを今回改正しているところでございます。うちの条例のほうには記載されておられません。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

ページ数の5ページです。5ページの下段のほうになりますけれども、白石町税条例の一部を改正する条例ということで、下段の下から3行目からです。法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運動車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下のこの条において初回車両番号指定という）を受けたときから起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車に係る第82条の規定の適用については、当分の間次の表の左の欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右の欄に掲げる字句とするというところの表についての質問です。

まず第1に、この変更の理由についてお尋ねします。

第2に、表の82条第2号をアとして3,900円が4,600円になっています。6,900円が8,200円とそれぞれ変更になる理由についてお尋ねしたいと思います。根拠ですね。

第3に、当分の間とあります、当分の間ということで、当分の間とはいつを指しているのかをお尋ねします。

第4に、これについての予算における影響額についてお尋ねしたいと思います。

○吉原拓海税務課長

まず、5ページの分でございますけど、この分につきましては、平成26年度の改正におきまして重課、つまり新規車検をいたしまして14年を経過したものにつきましては税率をおおむね20%ふやすという重課というふうなことで課税するものでございます。この適用が平成27年4月1日から適用するというふうなことになっていたものが28年度以降に延期されるというふうなものでございます。影響額については、これにつきましては今のところ私どもが持っている軽自動車の情報につきましては新規車検をされた日がデータとしてありません。ただ、これも法改正とともに軽自動車協会が新規車検の年度を全て情報を開示するというふうなことになっていますので、今後今年度につきましてその情報が入ってきて何台かというふうなことがわかると思います。したがって、今のところ影響額についてはつかめていない状況でございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

軽自動車税は上がるというような話があったと思いますが、逆にこれ下がっております。それからもう一つは、固定資産税の評価のところでは白石町は該当するものがないということですが、合併浄化槽、水質汚濁面での合併浄化槽は対象にならんわけですか。

○吉原拓海税務課長

まず、軽自動車税についてお答えいたします。

軽自動車税については、税率改正を平成26年度で専決させてもらって改正いたしております。ただ、その改正が28年からの改正の部分と27年からの改正の分がございました。今回、軽自動車税の二輪車及び小型特殊につきましては、これも平成27年度の消費税を含みましてグリーン化特例等含めて自動車課税のほうを見直すというふうなものと、もう一つは二輪車もしくは特殊自動車だけ1年先行して上げるのはいかななものかというふうな議論が持ち上がりまして1年延期するというふうなことになりますので、28年から税率が改正されるというふうなことになります。

それからもう一つ、わがまち特例のことにつきましてですけど、償却資産として課税していくものにつきましては事業用資産として登録をされたものについて課税していきますので、合併浄化槽につきましては家庭のほうにございますので、償却資産として課税いたしませんので、今回の特例適用には当たりません。ただ、今、公共下水のほうはかなり進んでおります。そういうふうなことで先々公共下水を含む法人あたりが出てきて、その分をどうにかしようというふうな事業者が入ってそういう固定資産の施設を下水に絡む汚水処理の施設をつくった場合は償却資産の特例を該当しなければならないだろうというふうなことで、今回先々可能性がある資産だというふうなことで改正の一つの理由に加えているところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑。

○岩永英毅議員

今の浄化槽ですけれども、須古保育園が多分合併浄化槽、別に、合併浄化槽やないか、集落排水につながれて、その施設が別に償却されてると思うんですが、その辺は対象にならんわけ。

○吉原拓海税務課長

固定資産もしくは法人税につきましては、減免といういろいろな種類があります。ただ、保育園等につきましては、今、社会福祉法人になりますけど、その分については減免というふうなことになりますので、対象にならないと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第35号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」採決をします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第35号は承認することに決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第36号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

国民健康保険につきましては、現在、市、町の単独での運営がなされておりますけれども、今後はどうしても市、町での単独の運営は厳しいものがあるというような認識をいたしておるところでございます。そういったことで平成30年には県一の運営に変わる予定でございます。そういったことで、現在本町につきましては医療費分の所得割が9%なり後期高齢者支援分の所得割が2.9、介護保険につきましては2.2といった税率で徴収がなされております。それに均等割なり、あるいは平等割が加算をいたすわけでございますけれども、現在のこの本町と、それから県内の20市町と比較をしてどの位置ぐらいに、順番をつければ、高額から順番をつければどのぐらいの位置に位置してるかなあというような、思っておるところでございます。平成22年から23年、24年ぐらいは本町は県内でも低い位置に位置しておりましたので、現在のところどの程度の位置に本町がしてるか、その辺をお尋ねをいたします。

○渕上隆文住民課長

ただいまの白石町の税率について、県内でどの程度のところにあるかということでございますが、ただいま手元に資料持っておりません。後だって答弁させていただきます。

○片渕栄二郎議員

22年から24年程度は低い位置であったわけですがけれども、これが30年に県一の運営がなされるとなれば、どうしてもほかの市、町が税率が高かったわけでございますので、現在のところどうなっているかわかりませんが、もし本町が下のほうに位

置しておれば、県一、一緒になった場合に、本町の分についても税率等ももっとかさんでくる心配がございますのでお尋ねをいたしたところでございます。

○淵上隆文住民課長

ただいまの片淵栄二郎議員の御質問の中での平成30年4月に県に統一された場合の税率のあり方についてのお尋ねでございますが、現在、県での会議の中でも言われておりますが、30年4月に一本化になった場合には、それぞれの市町の標準税率というのを県のほうでお示しをいただきまして、それに対してあと当町のほうで税率を改正するのか、その標準税率でいくのか、そういうのは今後の検討課題ということで、今現在のところ全て県内統一した税率ですということではございません。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

住民課長にお尋ねします。白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の、ページ数はありませんけれども、新旧対照表の前のページになりますね、第2条第2項ただし書き中、51万円を52万円に改め、同条第3項ただし書き中、16万円を17万円に改めと、同条第4項ただし書き中、14万円を16万円に改めると。23条中、51万円を52万円に、16万円を17万円にと、14万円を16万円に改め、同条第2号中、24万5,000円を26万円に改め、同条第3号中、45万円を47万円に改めるところですけれども、この限度額を最高限度額を引き上げるということでの理由、また例えば51万円を52万円ということで1万円ずつ上がっておりますけれども、この1万円の上げる根拠は何なんでしょうか。もう一点、あわせて軽減税率について同様に今回改正がなされておりますけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減がどのように町民にとって影響にあらわれてくるのかお尋ねしたいと思います。

○淵上隆文住民課長

まず、今回限度額を引き上げました理由ということでございます。高額所得者の皆様方に対しましては、現在81万円という限度額でございましたが、今回84万円の限度額の引き上げということで、高額所得者の方についてもその分負担をしていただきたいということでございます。それは、やはり低所得者の方の軽減策の拡充という、あわせまして今回負担をさせていただいているところでございます。

それと、軽減額によります影響でございますが、今の低所得者の軽減世帯数が現在平成27年3月現在におきまして1,592世帯でございます。国保の総世帯数が平成27年3月現在で3,576世帯でございますので、約44.5%の方が条例改正前の軽減世帯でございました。今回の条例改正によりまして新たに35世帯がふえまして1,627世帯が軽減世帯となる見込みでございます。したがって、条例改正前と比べまして約1ポイント上がりまして約45.5%が今回軽減世帯になるわけでございます、影響額といたしまして約211万円の軽減額であるというふうに思っております。また、この軽減

額につきましては、保険基盤安定繰出金というのがございまして、県のほうから4分の3の支援、町から4分の1の支援というのがございますので、この分につきましてはほぼ影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○秀島和善議員

軽減策については211万円の影響額であるというふうに説明ありましたが、高額所得の方たちの限度額が81万円から85万円に改定されます。これについての影響は何世帯の高額世帯の影響につながるのか、また金額は幾らになるのでしょうか。

○淵上隆文住民課長

それでは、限度額の引き上げによる影響について御説明を申し上げます。

平成27年度の課税資料で試算をいたしておりますので、それに基づいて答弁させていただきますが、基礎課税額の世帯で申し上げますと、条例改正前が266世帯ございました。条例改正後が254世帯ということで、この限度額の引き上げによりまして限度額超過世帯は条例改正前よりも12世帯減少する見込みと試算をいたしております。同様に後期高齢者医療支援金分につきましては23世帯、介護納付金によりましては33世帯、それぞれ条例の改正前よりも減少する見込みでございます。国保税額につきましては基礎課税額分で約260万円、後期高齢者支援金分で約253万円、介護納付金分で約228万円、合わせまして約741万円ほどの国保税の増収が見込まれると試算をいたしての次第でございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第36号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」採決をいたします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第36号は承認することに決定しました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第37号「専決処分の承認について（平成27年度白石町一般会計補正予算（第1号））」について議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

専決処分だから今さら言ってもしょうがないこともありますけども、説明資料の2ページですね、予算がふえております、その理由と、このうちの保険がどれぐらいの適用があるのかお伺いをいたします。

○荒木安雄建設課長

住宅費の補正の額でございますけれども、委託料でございます。まず、今回補正しております81万円が白浜建築設計事務所に設計監理委託をお願いしている分でございます。

それと、工事請負費でございますけれども、この今回住之江の住宅火災がございまして、白浜設計事務所から概算見積書が出た分の540万円を計上いたしております。

それと、保険の適用でございますけれども、歳入の7ページでございますけれども、公有建物災害保険でございますけれども、公有財産の保険金で400万円雑入として計上いたしているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

済みません、ちょっと私よくわからないんですけども、予算が追加されたわけですよ、当初予算より、追加されたわけじゃないんですかね。追加じゃないんですか。勘違いかね。

○荒木安雄建設課長

この分は火災によります委託料、工事請負費を追加した分でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

議案第37号でお尋ねでございますが、この件については、専決をされておるわけでございますけども、その後、この事件の内容が新聞報道等もあっておりますけども、住之江住宅の火災については放火の疑いということで逮捕されたもようでございますが、そういったことになりますというと、当然原因者による賠償金というのが発生をしてくるわけございまして、この保険金ということはまだまだ次の段階で、現在考えられるのはこの保険金というのは、まずもって考えられない歳入だと思っております。そういうことで、こういう保険金という名目でなくて、現在の時点では、これは専決された時点ではこういう見込みであったんでしょうけども、現在の時点では逮捕された本人の賠償金という名目に変更する必要があるのではないかというふうに思いますけども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

お答えします。

まず、現時点では議員おっしゃるとおり保険金として計上すべきでございます。ただ、この時点ではまだ犯罪性といいますか、が出ておりませんでしたので、保険金という形でここに予算を計上しております。それと、まだ刑事事件の恐らく長引くんじやないかなというふうに感じておりますが、これの判決ですね、最終確定が出るまでは、まず賠償というのが民事のほうでは、それから先に発生するのかなというふうに考えておりますので、今回は保険金というその時点で考えられる事態で計上しております。そして、もし有罪というふうなことで確定すれば、その時点で今度は直接当事者に対して損害賠償の請求というようなことになろうかと思えます。その後、損害賠償能力がないというふうな判断で、最終的には保険金で補填をされるというふうな流れになっていくものと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

先ほどの件ですけど、保険金額、これ400万円ということで書いてありますけど、今の答弁で言うと全額来るような形になりますけど、この損害の分の全額は保険金では来ないんでしょうか。もし来ないとすれば、残った分を相手に請求をするということであれば、相手に能力がない場合には保証人やったですかね、がいらっしゃると思いますので、そちらのほうに請求が行くのか、お願いします。

○片渕克也企画財政課長

一応ここに総額で工事関係で621万円というんで、そのうちその他400万円というふうに上げておりますが、この部分については、一応今の概算でいわゆる直接の火災による影響があった部分ということで400万円というふうに上げております。このうち関連と言えば関連なのでしょうけれども、どうしても保険のほうで火災とみなされない部分、いわゆる耐用年数経過部分とか、そういったものもございますので、400万円という金額を上げております。

それと、いわゆる保証人に対する請求というようなことについても、今後町の委託の弁護士等に相談をいたしまして、こういったケースはちょっとまれでございますので、勉強しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

保証人のほうに行くかということで、それはまずこの部屋を借りるときに、こういった場合にはこういった形も保証人に請求がいきますというような形の契約はないんですかね。

○荒木安雄建設課長

連帯保証人ですけども、ちょっと建物についてはちょっとまだよく私も御理解しておりませんけれども、家賃の滞納につきましては確約書をいただいて、家賃の滞納があった場合は連帯保証人が支払いできない分は支払うということを確認書をとっているところでございます。

○前田弘次郎議員

放火の場合は特別ということもありますけど、今後こういうことがないとも限りませんので、その辺の方法をちょっと保証人に対して本人が支払い能力がない場合は保証人にもこういうふうな、罪にはまだなってませんが、もし確定した場合には、そういう過失があると思いますので、その辺の契約の中身を少し考えられたほうがいいんじゃないかと思いますけど。

○荒木安雄建設課長

こういうケースは初めてでございますので、今後安永法律事務所と相談をしながら進めていきたいと考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

ちょっとこの専決処分日を見ておりますと5月13日ということでございますけれども、その辺のところの日にちの根拠といいますか、今いろいろお話聞いておりますと、いろいろ問題あるようでございますが、6月の補正2号もありますけれども、そういった中での対応できなかったのか、とりあえずこの専決処分が13日というのはどういうふうなことで決められたのか。

○片渕克也企画財政課長

まず、警察から現場の保全ということで、一応そういった指示というか、がございまして、現場についてちょっと詳しく見れないというような状況もありました。これが4月の最後の週ぐらいに保全の許可が、立ち入ってよかですよというふうなことで参りまして、それからいわゆる下見積もりといいますか、現場を見てどことどことどういうふうなやり方というふうなところで概算の見積もりをして、そして予算措置をするのが5月13日というふうな運びになったことでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

今回の第37号の議案の中では予算が51億円の予算は本年度立ててあったんですけれども、231万5,000円をこの5月13日ですかね、専決処分をしてあります。今回、6月

の補正予算の議案第41号に51億231万5,000円プラスの1,316万円というふうに地方交付税を2段階について分けてありますが、普通一般的にこういった火災のときに単発で231万5,000円というのをつけてありますけれども、こういうことが今までもあったのかどうか、私が余り、地方交付税としてこういうふうに単発の事業に対してぱっと出たのかどうか、ちょっと私が仕組みがよくわからないので質問しています。お願いします。

○片渕克也企画財政課長

普通交付税が火災があったからこの分231万5,000円算定になりますよというお話ではなくて、全体的にこういった場合、今後の補正の財源というふうなところで留保した部分がございますので、その分で今回は予算づけを行ったというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

○内野さよ子議員

わかりました。特別にこれに來ているわけではなくて、地方交付税の全体の中からそれに使ったということですね。ちょっとよくわかりませんが、いいです。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第37号「専決処分の承認について（平成27年度白石町一般会計補正予算（第1号））」について採決をします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第37号は承認することに決定しました。

○吉原拓海税務課長

議案第35号の中で久原議員の質問がありました。自動車燃料目標基準についてというふうなことがありましたので、その分についてお答えします。

地球温暖化対策を推進するためには自動車からのCO₂排出量を削減することが大きな重要な課題というふうなことでなっております。その中で自動車燃料基準を改善するためにはエネルギー使用の合理化等に関する法律、省エネ法でございますけど、その法の中に特定エネルギー消費機器というふうなものでさまざまな機械はもちろんでございますけど、その中に乗用自動車、軽自動車等が含まれております。その分で自動車等につきましても一定の基準を目標に自動車の平均燃料値を一定の基準に求められるようになっております。その分につきましては、その数値についてはどうして

も我々のほうではちょっとどのようにして計算されるのかについてはちょっと専門分野でございませんでわからない状態でございます。ただ、その燃料値につきましては、自動車の商品カタログ等に必ず掲載してあるというふうなことでございますので、そこのほうで勘弁してもらいたいと思います。

以上です。

○淵上隆文住民課長

先ほどの議案第36号「専決処分の承認について」につきまして、片渕栄二郎議員のほうより御質問がございました。当町白石町の現在の国保税額率等が県内でどの位置を示すかという質問でございました。保留をいたしておりましたので、答弁をさせていただきますと思います。

医療分、後期高齢者支援金分、介護分、これを合わせた総額で申し上げますと、平等割額が、現在、高いほうから申し上げますが、7番目に位置をしております。均等割額が20市町中11番目、所得割が20市町のうち14番目に位置をしているところでございます。

以上でございます。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第38号「専決処分の承認について（平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））」について議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第38号「専決処分の承認について（平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））」について採決をします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第38号は承認することに決定しました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第39号「白石町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第39号「白石町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について」採決をします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第40号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について」議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

今回、伊万里市ですか、伊万里市がこの事務組合に入られるというふうなことなんですけども、協議のことなんですけども、これを見てみますと、佐賀県内には10市10町ございまして、これを見てたらあと唐津市だけが入っとらんというふうな形に今回なるわけなんですけども、その唐津市が入らない理由がありましたら、ちょっとお知らせください。

○本山隆也総務課長

お答えいたします。

共同実施ということで10市10町の中でいろいろな地方公共団体加盟して入っているところがございますけれども、それぞれの大きい市におきましては固有の組織をつくりまして、その中で運用ということで、伊万里市もかつてはそういうところでやっていたわけなんですけれども、波がありまして、共済に係る収入と支出のところはどうしてもそこできなかつたということで伊万里市さんも大きな団体に加盟ということになっています。唐津市は固有になって、そこで運用なされているものと思っております。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第40号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について」採

決をします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○白武 悟議長

暫時休憩いたします。

10時31分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、議案第41号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑の際は、予算書の何ページ、説明資料の何ページと、はっきりお示してください。

1ページから9ページまで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に10ページから12ページまで質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

予算書の10ページ、説明資料の2ページですか、地域づくり推進費でふるさと応援事業費のところですけど、ここで臨時雇用賃金ということで86万8,000円とあります。この臨時雇用のまず人数ですね。それと、この7カ月分とありますけど、この7カ月はどの月からどの月までかということと、これは多分ふるさと納税の分だと思えます。きのう町長からは目標額1億円ということではありましたが、もしこれが10倍あったら、この臨時雇用の賃金は10倍で考えていくのか、その辺をちょっとお願いします。

○片渕克也企画財政課長

今回、地域づくり推進費の中で臨時の雇用賃金をお願いをしているところでございます。まず、ふるさと納税が大体年の後半に多く発生をいたしますので、今回、今年度若干拡充をしておりますので、件数がふえるというふうなことで見通しを立てております。それと、件数がふえると、あと産品ですね、お礼の返礼品、これについてもいろんなメニューをつくって送りたいというふうなことで考えております。一応申し込みがあつて入金を確認して何と何を送つてというふうな、そういったずっと後追いをしながら確実に寄附者に対して返礼品が届くようにというふうなことで、臨時の職員を1名専従に対応したいというふうなことで考えております。期間については、おおむね9月から3月ぐらいまでの期間ということで7カ月間を予定をしております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

ここ、事務量の増大に伴い適切な事務処理を行うためということでもありますけど、企画財政課のほうには優秀な人材の方がいっぱいいらっしゃると思いますので、職員だけでの対応ができなかったのかということでお聞きしたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

なるべく職員で対応したいというふうなことで考えておりましたが、今年度非常に企画財政課もいろいろ総合戦略だとか、あるいは公共施設の管理計画だとか、いろんな業務が参っております、非常に煩雑をきわめております。比較的軽微といいますか定期的な管理でございますので、臨時の職員をお願いをしたいというふうなことで掲げております。

以上です。

○川崎一平議員

先ほどと関連でございます。ページ数は同じでございます。説明資料の2ページ目、ここの使用料及び賃借料の部分でシステムリース料が10月から3月というふうに記載されておりますけれども、先ほど課長の答弁で9月から3月ということで雇用職員のほうは7カ月で、このシステムリース料が一月少なく計上されておりますけれども、7カ月借りなくても大丈夫だったんでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

このシステムでございますけれども、いわゆるインターネットのサイトにアクセスしてできるというふうなシステムで、こちらについては一応5年間を長期継続契約というふうなことでやっていきたいというふうに考えております。半年間、年度途中になりますので、そのリース契約を10月からというふうなことで考えております。9月1カ月間については、今お試してみたいな形でのせてもおりますので、そういった形で対応していきたいというふうに考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

予算書の10ページでございますが、地域づくり推進費の中での有明佐賀空港夜間貨物便の基金の件でございますけども、今回、水産振興なり、あるいは畜産振興ということで補助金を計上していただいておりますけども、恐らく今回で基金の残が枯渇するというふうに思っております。そういうことで、とかく夜間貨物便については深夜でございます、非常に地域住民の皆さんからうるさいと、たまたま目が覚めるというような苦情等も非常にあっておるわけでございますけども、そういった白石町の住民の皆さんのそういった苦情、非常に耐えていただいておりますけども、

そういったものに対して今後この基金がなくなるわけでございますので、再度、私も会議の中で何回か県の方に要望を申し上げたわけですが、本当に住民の皆さんは非常に困っておると、そういった上でこの貨物便の就航がなされておると、非常に佐賀空港にとっても非常にメリットのあることでございますので、協力はしておるけども何ら見返りがないということで、こういった地域振興に県も考えてくれんばいいかなですよということを申し上げておりますけども、この基金がなくなるということですから、今後こういった事業等がもうできていかないということになるわけですね。そういうことから、この白石町の町民の皆さんの御協力の上で成り立っておることでもございますので、県に再度町長のほうからこういった地域振興に対しての何らかの措置をしていただくようお願いしていただければというふうに思っておりますけども、その辺の町長の所見はいかがなものでしょうか。

○田島健一町長

久原議員の質問でございますけども、有明佐賀空港夜間貨物便の基金、これは以前貨物便が就航したときに県との取り決めの中で資金をいただいたというふうに思っております。去年の秋だったかと思っておりますけども、深夜便の夜間便については白石町の陸域の上空は飛ばずに海域から真っすぐ空港のほうに入るといようなお話がございました。私も27年度は4月から最初からもうそのほうになるのかなあと思っていましたんですけども、なかなかその後の話が来なかったわけでございますけども、それは機器としては機械としてはもう開発されているということでございますけども、なぜ全日空さんの深夜便にそれが装着されないのかというのは、ちょっと私も疑問ではございますけども、この前、1カ月ぐらい前に空港課長とお会いしたときも、どうなってるんかいと言ったら、ちょっとまだ国の方から連絡が入っておりませんということでした。これがなくなれば、陸域上空は航行されないというふうに思いますが、もしもこれが長引くようであるなら、今議員言われたようにこれまでも白石町民は被害をこうむってるといったらちょっと語弊あるかもわかりませんが、協力をしているので、こういった振興のため、町内の産業等々の振興のための基金を創設していただいておりますので、これを延期といいますか、再度お願いすることもしていかんやいかんというふうに思います。いずれにしても飛行航路がどうなっていくかというのがまず早くつかまないといけないかなあというふうに思っているところでございます。

○久原房義議員

さっき町長から答弁いただいたわけですが、恐らくことしの2月ぐらいには有明海上空で旋回をしながら着陸なり離陸をするということで、白石町上空は通りませんよというような説明が一回あったわけですが、なかなかこれが実現していないということですが、まだこれがいつになるかもわからんということですから、これは白石上空を夜間便が通る以上は、白石町民に何らかの悪影響があるわけでございますので、その辺は強く申し上げていただきたいと思いますし、それと当然今オスプレイなり、あるいは自衛隊のヘリの基地の構想が、構想ですけど、どうなるかわ

かりませんが、そういったもの等も先々は控えてもおります。そういった中で白石町民が安心・安全で暮らせるような、この夜間便と含めて県にも十分物を申し上げていただきたいというふうに思っております。

終わります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

予算書の10ページですね、さが段階チャレンジ交付金、説明資料の3ページ、事業内容の地域活性化を推進する婚活応援事業、事業主、事業主体、佐賀県農業協同組合白石地区青年部、総事業費100万円のうち90万円の交付金、これの詳しい報告があってると思いますけども、内容についてお知らせをお願いいたします。

○片渕克也企画財政課長

昨年、白石地区農協の六角支所の青年部でイチゴハウスだったと思いますけども、この中で農婚といいますか、いわゆる他町の女性を招いて一緒に収穫をすると、その後、調理まで、調理というか簡単なそういったイベントをしてやっておられます。町については、昨年度そういった経費について計上しておりませんでした。いろんなそういった広報だとか、そういった面では協力をしているところであります。そういった事業をことは白石中央支所と六角支所、この2カ所で開催をされるというふうなことで、これについてはこのさが段階チャレンジ交付金の充当できる事業というふうなことで活用させていただくというふうなことで考えておるところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

この事業は何年ぐらいの予定というのは、そういうのはわかっておりますか。1回限りですか。

○片渕克也企画財政課長

いわゆるまち・ひと・しごと創生関連の県の事業ということになります。これについては、町も同じですが、まだ国の来年度の予算の状況がどうなるかというのははっきりとしないところがございます。何らかの財源措置はとられると思いますけれども、県も全く同じような状況ではないかなということで考えております。ただ、このまち・ひと・しごと創生が今年含めて5年間の事業というふうなことから考えますと、来年度も続いていくのではないかなというふうに考えてはおります。

以上です。

○溝上良夫議員

今回、中央支所と六角支所でやられるということで、この予算がなくなった場合、

婚活、なかなか難しい面もあると思いますけども、町の協力というのは今までどおりやっていくということによろしいのでしょうか。金額的な面じゃなくて側面的に補助をしていくというふうに考えているのか、予算をやるのかどうか、そこら辺伺いたします。

○片渕克也企画財政課長

いわゆる婚活というのはまち・ひと・しごとの事業、まだ総合戦略立てておりませんけれども重要なポイントになってくるといふふうに考えておりますので、もし県がなくても、こういった事業については町としてやるべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

予算書の10ページ、説明書の3ページでございます。同じさが段階チャレンジ交付金事業の中の6次産業販売開拓事業、この事業主体が白石町特産物PR推進協議会、この販路拡大とありますが、327万円は上げてありますけど、総事業費、この327万円という金額を上げられた根拠ですね、根拠というか中身があって上げられたと思います、その中身について説明をお願いします。

○矢川又弘6次産業専門監

溝口議員のこの積算の根拠ということでの御質問でありますけども、先日の一般質問のときにも出ましたけども、まだ白石町の特産物の情報発信から販路拡大が少し薄いのではないだろうかということで、ことし、ちょうどこのさが段階チャレンジという事業がありましたものですから、その販路拡大をしていこうということでこの事業を仕組んだものであります。具体的には商談会に出ていっていただきまして、商談会のブースの借上料を約177万円、それとその販路拡大につきまして専門家をお願いをしまして研修会を4回程度今のところ準備をいたしております。6次産業の第一弾で昨年9事業者ができましたので、その方たちにお声かけをして参加していただいて商品のブラッシュアップ並びに陳列の方法とかを研修をさせていただこうということで150万円を予定しまして、合計の327万円ということで予定をいたしております。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

私は2点伺いをしたいというふうに思います。

先ほど前田議員の関連で説明資料の2ページでございます。ふるさと応援事業費、この件につきましては、私も以前に取り上げたところでございますけれども、方針を転換をされて、ようやく腰を上げられたというふうに思っております。非常に結構なことだろうかというふうに思います。今回、返礼品を拡充をされたというふうなことで、どのような形で拡充をされたのか、あるいはその方法、委託なのか、そういった方法と、そしてまたそういったことが私たちにもお示しをできれば返礼品をどういった形をするのか、その辺をチラシでもお示しをいただけたらなあというふうな思いでございます。

それと2点目は、説明資料の6ページ、予算ページの10ページでございますが、これも夜間貨物便の基金を利用した補助金、水産振興に充てられるわけでございます。この内容でございます。商社訪問等というようなことが上げられておりますけれども、その内容をお願いしたいというふうに思います。

以上、2点をお伺いいたします。

○片渕克也企画財政課長

まず、返礼については当初予算で計上しておりましたが、400万円をこの白石町のPR推進協議会に委託して、そちらで手配をしていただくというふうに考えております。先々といいますか、とりあえず今年度はPR推進協議会というようなところで、ここがJAさんだとか漁協さんだとか、それから3つの直売所ですね、これらでされておりますので、とりあえずこの中でというふうなところで考えております。ただ、将来、先々はほかのいろんな商店さんだとかも、6次産品とか、いろんな品物があるというふうなことで、うちもぜひお願いしたいというふうなことがあれば、一応協議会の中で審査会なりをして、そして確実にこの方がいい、いわゆる寄附者に対して喜ばれる品物を確実にお届けできるとか、そういったところまで含めた審査なりをしていて、品数もある程度ふやしていこうというふうなことで考えてはいるところでございます。ただ、当面は今パンフレットの内容にどういうものを上げていくのかというのがPR推進協議会の中、私たちと一緒にちょっと今検討を重ねているというところでございます。

以上でございます。

○大串靖弘農村整備課長

水産振興のほうでございますけれども、商社訪問等というふうな表現をしておりますが、補正予算の説明の折にも説明いたしました、商社訪問とか、それから有明海再生のための二枚貝とかの研修を今予定をされているということでございます。

以上です。

○井崎好信議員

返礼品は白石町のPR推進協議会に委託をすると、そしてまた返礼品の内容としては決まってないと、決定がされていないということでございますけれども、それでは白石町の応援サイトの中にはまだ返礼品としての明確に掲載がなされていないというこ

とを理解するわけでございますけれども、早急に一応予算が通ったらするというふうなことでございましょうけれども、早急にそういったことをPR協議会と協議をしていただいて、早急なこういう返礼品を掲載をしていただきたいと思うわけでございます。拡充というふうなことでございます。非常に特産品、きのうも片渕議員の一般質問に出ておりましたが、特産品のPRあるいはまたそういう生産者の所得にもつながることでございますので、大いに拡充をしていただいて、がんまでもせんばらんかいというくらいの収益率といいますか、本当に多くしていただければ、収益率というのは本当に半分しても50%の収益率でございますので、そういった形でしていただきたいと思います。

そしてまた、高額な納税者には、いろいろ今の時期というのはレンコンはございません、イチゴもございません。やはり四季、端境期もあるわけでございますので、高額者に対しては四季折々の産品を送るといいますか、例えば年に4回ぐらい送りますよというふうな形での対応をしていただけたらなあ、というふうに思います。

2点目の水産振興の商社訪問って、私は商社訪問というふうなことで、研修というふうなことでは考えておりません、でしたのでお伺いをしたところでございますが、今、とにかく前以前は商社訪問、ノリの商社、ノリ問屋というんですね、もともと単協でございました。今はもう佐賀県有明海漁協というふうな一つの組合になっておりますが、以前は単協で商社を訪問して各組合のノリを各自PRすると、そしていろんな青年部なりあるいは女性部なり幹部がですね、役員が商社を訪問してPRをするというふうな形をとった時期もございましたが、私はそういった訪問かなというようなことを考えておりましたけれども、しかし今こういう西部地区も非常に低迷をしておりますので、そういった形でもなるだけ西部地区も頑張っておりますという、ノリも品質的にも落ちたりする時期もございますが、そういった形での商社訪問も今後一つの組合でございますが、それぞれの支所別の入札の方式になっておりますので、そういった形でも商社訪問というふうなことでもこういった助成金を使っていただくような形もお願いしたいというふうに思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

やっと回ってきましたが、先ほどの佐賀空港の夜間貨物便基金のことでございます。

○白武 悟議長

何ページでしょうか。

○久原久男議員

6ページです。説明資料の6ページ、5ページもですかね、6ページですが、この基金が枯渇してしまっているというふうな話がございました。そしてまた、町長からはこれまた要望活動を行って行ってというふうな話がございましたが、今現在のこの

基金の状態、基金の残高、わかりましたら、多分去年ぐらいまでには1,600万円ぐらいだったと思います。あれからいろいろな事業をされて枯渇しているというふうな状況、わかるわけでございますので、その辺のことを。

○小池武敏会計管理者

失礼します。

夜間貨物便の基金につきましては、26年度末見込みで840万円程度となっています。840万円程度でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

説明資料の3ページです。ここで事業主体となる住民団体の定義としてはどのような区分けがなされてるんでしょうか。例えば今回白石の農協青年部さんが婚活イベントをやられるということで上げられておりますけれども、ほかにも白石町にはいろいろ商工会青年部さんだとか若手の農業後継者、白石青年実業会とかいろいろございますけれども、そういった町の中で認められているような団体でなければならないのかというのと、あとまた別団体で町内有志の方を募って別団体をつくってもこういった事業にのれるのかと、そのようなところでの団体としての区分けを教えてください。

○片渕克也企画財政課長

いわゆる地域の振興を図る団体というようなことで、特に制限というのはございませんので、またこの県の事業につきましても9月にもまだ補正があり得るというふうなお話も伺っておりますので、少し期間がありますので、いろんな方法を事業を企画をしていただいて、担当の企画のほうに申し出ていただきたいなあというふうなことで考えております。

○川崎一平議員

ちょっと済みません、確認ですけれども、例えば任意の団体として有志が例えば2名ないし3名、2名と申し上げたがいいでしょうかね、その複数での団体と、例えば団体と認められる人数とか、そのような部分がわかれば教えてください。

○片渕克也企画財政課長

一応自治会だとか、例をとりますと自治会だとかNPOだとかCSOだとか、そういったふうな団体というふうに捉えております。ただ、人数が何人からというのは、そういった基準はございませんので、ただそれがいわゆる個人的なものというふうな判断をされますともちろんアウトでございますので、その辺は十分をお願いをしたいというふうに思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

説明資料でお尋ねします。

8日の日に課長から。

○白武 悟議長

ページ数を。

○秀島和善議員

8日の日に課長から説明があったところもあるかと思いますが、重複するところもあるかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

説明資料の2ページです。ふるさと応援事業費のところですが、2として事業変更内容でクラウド型の関係帳簿システムを導入するというふうにありますけれども、このクラウド型関係帳簿システムというのはどういう内容なのかということをお尋ねします。

続いて、説明資料の4ページです。軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業についてお尋ねします。ここに対象者として両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない者とありますが、当然この聴力の状況を調査すると、検査するということが発生するわけですが、そのときに1年ごとの更新なのか、一度申請をすれば2年目、3年目も有効なのかということをお尋ねしたいと思います。年度更新があるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

3点目です。ページ数6ページ、有明佐賀空港夜間貨物便基金水産振興事業費補助金についてですが、事業内容で青年部の活動も実施内容になっております。この青年部は現在何名いらっしゃるのか、またこの1年、どういう青年部の活動をなされているのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○片渕克也企画財政課長

まず、クラウド型の帳票システムということでここに掲げておりますけれども、いわゆる日本全国からふるさと納税したいというのを全部、全部じゃないですけど申し込みをした市町村が、白石町のふるさと納税、例えば3万円コースで何と何かというのは、そこで選択ができる、例えば玄海町なり伊万里市なりというようなところもそこに載せてあればそこにできると。そして、個人さんがそれで例えばインターネットでカード決済を行うと、例えばインターネットで決済を行うとかというふうなことでクリックをされますと、それで申し込みが完了というわけじゃないですけど、簡易にそれで申し込めるというようなシステムです。それが、そのホストのコンピュータが1カ所にあって、各自治体がそこにアクセスをすれば自分のところに何件、何人、

誰と誰が今申し込みをして、例えば返礼品としてはこういうものを希望されておられるというのが見れるというふうな状況でございます。それを見て、そして入金の確認があつて、そしてその後ここに記載しておりますとおリワンストップ窓口を使われますかとか、寄附の証明書を送付でいきますか、どちらでいきますかとか、そういった手続をずっと後追ってしていくというふうな状況でございます。そういったシステムを白石町がアクセスをする権限といいますか、一つの領域をそこにつくっていただきたいというふうなことでシステムリース料というふうな形で計上しているものでございます。

○片渕敏久長寿社会課長

軽度・中度難聴児の補聴器購入助成事業の件で、その聴力の状況調査、これ1回すればよいのかということでございます。御承知のように通常の補聴器の助成、自立支援事業で行いますところにつきましては障害者手帳をお持ちの方が対象ということでございますが、今回の件は、その手帳を持たない18歳未満の子供についての助成でございます。この補聴器の必要性については、お医者さんのほうから必要だという意見書をいただくようにいたしておりますので、その意見書をもって必要だとお店が判断した場合に助成ができるという形になります。通常は補聴器は大体5年ぐらいいもつと言われていたということなのですが、子供が持つてゐる補聴器については、特に通学等をしている場合には運動とかもやりまして非常に耐用年数も短くなつていくということでございますが、今回のこの補聴器の助成については購入が助成になっておりますので、また交換の必要があつたときには、その時点でまた意見書を書いていただくという形になります。

○大串靖弘農村整備課長

青年部の人員ということでお尋ねでございます。3支所合わせまして31名おられます。活動内容でございますけれども、ノリのPR活動とか、それから有明海再生の研究などをされているということでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

説明資料の2ページのところ、ふるさと応援の分ですけど、特産品の送付ということでもありますけど、これ送料は納税者が負担するのか、それともこっちが負担するのかと、あと説明資料3ページの婚活のところなんですけど、これは青年、今回は白石地区青年部ということなんですけど、一般の方もこの婚活にかたれることができるのか、青年部だけで女性の方を集めるという形になつてゐるのかお伺いします。

○片渕克也企画財政課長

本予算には計上しておりませんが、当初予算で先ほど400万円というふうなPR推

進協議会のほうに委託をしたと申しましたが、それは送料も込みで400万円というふうなことでございます。

それと、農業を通じた婚活ということでございますので、いわゆる青年部、農協の組合員さんを対象というようなことで考えておるところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に13ページから最終の18ページまで質疑ありませんか。

○西山清則議員

15ページのA L Tの賃借料ですけれども、この賃借料は途中でかわられてこられたからこの補正予算が上がったのか、それでまた私、不思議に思うのが、仕事に来ておって何で賃借料まで出さなければいけないのかなあと考えております。その辺の疑問を話していただきたいなと思って質疑させていただきます。

○小川豊年学校教育課長

15ページのA L Tの宿舍賃借料でございますけれども、これは白石中学校のA L Tがことしの3月までが前のA L Tで、4月から新しいA L Tが参っております。その新しいA L Tの宿舍の賃借料でございます。

そのA L Tの家賃まで負担しなければならないかということですが、もともとA L Tの授業は外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを目的といたしまして市町村と総務省、外務省、それと文部科学省あたりが連携してJ E Tプログラムということで昭和62年ぐらいから始められております。そのJ E TプログラムによりますところのA L Tの待遇ですね、そういったもので、もう全国的にこういった宿舍の手当についても市町が負担をするということになっておりまして、それに倣っていたしております。

○西山清則議員

内容がわかりましたけれども、国際交流を含めたことということですね。それがなかったら教員資格がある町内とか県内おられる方、日本人が英語を指導できればなと思っておりましたので、国際交流の分が入るとということですね。わかりました。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

14ページの急傾斜崩壊防止事業、この1,000万円、説明資料では8ページになります。ここに室島と大谷地区というのが上がっておりますけれども、この辺について数点

お伺いしますけれども、まずこの急傾斜地の所在と、それから地目ですね、それからまだ町内にはこういった箇所、急傾斜地域指定地区と申しますか、そういったところが何カ所あるのか、ほかにもこういったところが見受けられると思いますけれども、該当するところあると思いますけれども、そういったところがあるのかどうか。

それから、県内ではこの受益者負担金、町では12.5%ということになっておりますけれども、この受益者負担をとっていない町村もあると思いますが、その点は調査をされておるのか、この辺についてお伺いをいたします。

○荒木安雄建設課長

急傾斜地崩壊防止事業のことでございます。今、現在白石町では旧白石町、詳しく申し上げますけれども、土石流危険地域が旧白石で7カ所、旧有明町で11カ所、計18カ所、それと地すべり危険箇所が旧白石町で2カ所、旧有明町で1カ所、計3カ所、今議員おっしゃいました急傾斜地の崩壊危険場所でございますけれども、旧白石町が27カ所、旧有明町が66カ所で93カ所でございます。

それと、地目でございますけれども、地目については山林でございます。

それと、受益者分担金でございますけれども、今回実施します事業は町が県の補助をいただきまして町が発注する事業でございます、事業費の負担割合は受益者が12.5%となっております。

他市町との負担金の状態、ちょっと今わかりかねますので、後で答えをしたいと思います。

以上です。

○大串弘昭議員

町長にちょっとお伺いしますけれども、こういった特に山つきでの災害だと思いますけれども、これは自然災害ですかね、そういった中でもしもこの受益者負担12.5%が承諾得られなかった場合、とれなかった場合は、そのまま放置しておくのか、そういった場合は非常に下流とか、あるいはほかのところにも被害が増大するわけです。そういったことでの対応ですか、考え方はどうでしょうか。

○田島健一町長

急傾斜地崩壊防止事業の地元負担金、受益者負担金のことでございますけれども、元来急傾斜地崩壊防止事業であるとか公共事業の急傾斜対策事業でございますけれども、これは国土交通省等々が実施してるわけでございますけれども、本来、社会資本整備事業として国交省は道路とか河川は皆さんに社会全般に使っていただくとか、国道保全上必要というところから地元負担というのはないわけでございますけれども、産業基盤である農業の圃場整備等々は地元負担がある、これも急傾斜についても民地のところで公共事業を入れるということで、本来ならば個人さんがしていただかにやいかんと。しかしながら、工事費が相当かさむとか、そういったことから、現在においては公共事業でやって、ある程度のことは負担をしてくださいということでお願いはされてるというふうに思います。そういったことから国の事業であっても県の事業であっても

受益者負担というのがあるわけでございますけれども、今回計上させていただいてる分については町の分担金条例というところののっかって受益者負担を12.5%というふうにお願いがされてるところでございます。先ほど課長が言いましたように危険箇所がまだまだたくさんある中において、本来ならずとそれがゼロになるぐらい全部せにゃいかんわけですけども、事業費の話等々もありますし、平等性という観点からすると、やはり一部の負担はお願いしていくべきかなあというふうに思います。しかしながら、大規模な工事、国の事業にのっていきようなウン千万円、億の金がつくようなところであつたら、ちょっと12.5%といたら、そりゃ何百万円ということになるかもわかりません。これについては、これまでの旧白石、旧有明での実績等々も踏まえながら対応していかなければいけないかなあというふうに思います。昨今の土砂災害、毎年発生をいたしております。昨年も広島でたくさんの方が亡くなりましたけれども、やっぱり国においてもこの土砂災害についてはハードだけではとてもじゃないけどもおぼつかないということから、ソフト対策に力点を置くといいますか、ハードばかりじゃなくてソフトと一体となってこの土砂災害防止をしていくということになってございます。今、県において国に準じてですけども土砂災害の区域指定を、もう建てたらいかんよというようなレッドゾーンとか、危ないですよというところでのイエローゾーンとか、いろんな区域指定をなされているところでございます。白石町内においてもこういった区域の指定をなされるようにするということで県からも伺っているわけでございますけども、こういったハードとあわせてソフトと一緒に我々が町からも土砂災害が発生しないように取り組んでいかなければいけないというふうに思います。もともと御質問でありました負担金の話でございますけども、負担金については単独についてはこれお願いをしたいなあと。大規模なものについては、また国の事業にのるようなものについては、また別途検討もしなければいけないかなあというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○荒木安雄建設課長

先ほど議員の御質問がございました徴収の現状でございますけれど、全国の負担金徴収の現状を申し上げますと、42都道府県で徴収している1,150市町村の現状でございます。その中で市町村負担のみが869市町村、それから受益者、これは住民の方から負担してところが281市町村ございます。

○大串弘昭議員

今、課長のほうからも御報告がありましたように、やはり災害で、これ非常に人災でないわけでございまして、それを放置してたら、二次災害、また大きな災害につながるわけですね。そういう中で、大きな大局的な建設的な目から見たら、受益者負担等を軽減をするとか、なくすとかというふうな町自体での考え方でもいいんじゃないかなというふうに思います。その辺については、私も旧白石町時代にはこういった事業に携わっておりましたけども、農業施設の災害事業もあつったわけですが、例えば水路の中に法崩れが発生する、やはり水路、水の流れ、排水、用水に支障を来

す、そういった場合には、やはり全部に迷惑かけるというふうなことから受益者負担とらなかったというふうなケースもあるわけですから、いろんな面で今後研究していただきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

今、議員が言われたのは、私も全く同感でありまして、今先ほど数字的に土石流が何カ所、地すべりが何カ所、急傾斜地が何カ所というの、それも大体所定の決まった地域ですけど、今現在こういうふうに室島とか大谷地区とか、あとほかにもあると思いますが、どのくらいのところが要望をしたり、ああ、せんといかんねという箇所があったりするのどのくらいあるのか、今後、毎年点検を今の時期にされると思いますが、そういう箇所が町長の先ほどの話ではたくさんあるからねとおっしゃいましたが、もう既に住んでいるところとかもあると思いますね。今現在、こことか大谷地区、室島地区は要望をされていたと思います。ほかにもいろいろあるんですけども、それは何カ所ぐらいあるのか。

○荒木安雄建設課長

今回、工事いたしますところは、昨年9月に地元要望があった地区でございます。この整備するところは議員おっしゃいますようにたくさんございます。一応先ほども申し上げましたように、これには地元負担金が発生するわけでございます。それで、地元分担金を支払うことができるという確約がとれたところを今回申請、県のほうに申請して今回ことしの補正で上げているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

実際そういうふうに地元負担がいいですよというところだけを先にしているということですけども、実際には地元が何軒かあるかわかりませんが、それでも話がつかないとか、いろいろあると思いますよね。そういうときに危ない箇所というものもあると思いますので、その辺をもう少し何とかならないのかというのはちょっと聞きながら思ったところでした。実際に何カ所あるのかという回答がないので、お願いします。

○荒木安雄建設課長

先ほど全体的な数字は白石町全体での数字は93カ所と申し上げましたけれども、実際緊急性といいますか、本当に地元が、工事しなければならないなというところは、ちょっと数字的にはちょっと今私把握しておりませんが、今回はこの2地区を上げたわけでございます。そこら辺の数字は後をもって御報告したいと思います。

以上です。

○田島健一町長

ちょっと明確な数字はちょっと言えないですけども、先ほど急傾斜地の危険箇所が

66カ所と課長が答弁したわけでございますけども、白石町内に急傾斜地の危ないですよという地区、これも基準があって、ずっとつなげてしまうんじゃないくて、集落集落ごとにしてちょこちょこつと箇所を決めるわけですけども、これが66カ所あると。これは人家が何もなかところはカウントしないわけですけども、1戸以上あれば、多分カウントしてると思います。この66カ所の中に人家が200軒あるかもしれんし300軒あるかもわからん、これはちょっと私ちょっと今把握しておりません。この中で例えば今議員見ていただきました去年の川津、あそこもその中の一つでございます。その中の一つで10戸以上あれば、1つの箇所の中で10戸以上あれば補助事業にのるということで、これをずっと引っ張っていただいて、10戸以上で事業費が7,000万円だったですかね、それ以上になれば補助事業のりますよと。例えば今回の大谷とか室島だったら、その一つのエリアの中に3軒しかなかったとか5軒しかなかった、その中の1軒だけが希望されてるとか、危ないからやってくださいと言われた、そういう方をずっと拾い上げているわけですね。そういうことですので、トータル的に何戸あるかというのは、ちょっと別途またカウントをしなければならないし、既に深浦、牛間田から向こうのほうにはもう公共事業でしてしまったところも区域としてはカウントしてるんじゃないかなあというふうに思います。現在でも急傾斜の事業も昭和42年にこれが法律できておりますので、そのぐらいからやっております、もう昔の基準でもう危ないとか劣化してるのかというものもあるかというふうに思います。そういったものも、まだ今はやり直しという事業はないでしょうけれども、いずれはそういうことも出てくるのかなあというふうに思っております。昨年、北方で交通どめ、武雄福富線で交通どめあった崖崩れというか、あれもモルタル吹きつけの部分が道路防災でモルタル吹きつけした分がぞろって落ちてやっとなるんですね。だから、急傾斜事業でもそういったモルタル吹きつけみたいなのでやってるところもあるんですよ。そこら、いろんな土質の関係で崩落するところも、崩落するというか劣化してるところもあるかと思います。多分皆さんたちも議員さんたちも御存じだと思いますけども、深浦ダムの横あたりはコンクリートで全面吹きつけをずっとされてますけど、あそこらは白っぽいからそんなんでもいいですけども、あれが水があればしとったら、じめじめしているようなところ、真っ黒うしてるところもあるですもんね。そういうところはちょっと危険だなあという見方をしなければいけないかなあというふうに思っています。

ちょっと詳細の話でございました。失礼しました。今、急傾斜は旧白石が27で旧有明が66で合わせて93でございました。訂正いたします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

予算ページ数13ページ、説明資料7ページ、ため池整備事業費ですね、今回、嘉瀬川ため池、法蔵寺ため池、白石町が調査するわけですけども、調査内容が土質調査、構造計算、耐震調査とあります。嘉瀬川と法蔵寺、できた当初は耐震の構造でつくら

れたわけじゃないかもしれませんが、あとの2つですね、土質調査、構造計算は、これを施行するときに設計書があると思います。そういうものの調査なのか、実際にボーリングしての土質調査とか構造計算のやり直しなのか、そこら辺をお伺いをいたします。

○大串靖弘農村整備課長

ため池の整備事業費でございますけども、これについては、平成25年に県が一斉点検を行っております。それで、その結果、災害防災重点ため池として指定されております。ということは、もう危ないよと、危ないよというか、下に決壊したら民家とか、そういうところに危ないから今回調査をしてくださいということで指定をされておりますので、今回調査をするということで、土質調査はボーリングも含めての調査になると思います。

○溝上良夫議員

最初の設計書どおり工事はされているわけですが、その設計書はあるのかどうか、それと老朽化のための、老朽化したからこういう点検にひっかかったのかどうか、そこら辺、わかればお伺いをいたします。

○大串靖弘農村整備課長

設計書ということでございますけども、県が施行しておりますので、県のほう、土地改良区の管理ですので、設計書自体はあると思います。危ない、危険かどうかということにつきましては、これは調査をしてわかるということでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○荒木安雄建設課長

先ほど内野議員さんのほうに保留しておりました戸数ですけれども、対象戸数が13戸ございまして、今回2戸の要望があつてるところでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけ担当課長にお尋ねします。説明資料です。1ページです。非常備消防費ということで、消防団の退職者、退職報償金の確定ということで計上されてあります。お尋ねしたい点は、消防団員の退職報償金ということで資料に2として事業変更内容で白石、福富、有明分団、それぞれ退職者の数が書いてありますけれども、それぞれ

の平均勤続期間はわかりますか。

○本山隆也総務課長

ただいまその資料を手元に持っておりませんので、後ほど御報告させていただきます。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

11時48分 休憩

11時48分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第41号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第2号）」について採決をします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書」についてを議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書」について採決をします。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、請願第1号は採択することと決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

これにて散会します。

11時50分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月11日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 久 原 久 男

事 務 局 長 吉 岡 正 博